

健衛発 0629 第 1 号

平成 27 年 6 月 29 日

各

〔	都道府県	〕	衛生主管部（局）長 殿
	政令市		
	特別区		

厚生労働省健康局生活衛生課長

（公印省略）

平成 27 年度夏季の電力需給対策に係る特定建築物の維持管理について

平成 27 年 5 月 22 日に、「電力需給に関する検討会合」が開催され、経済産業省の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置された「電力需給検証小委員会」における第三者の専門家による検証結果を踏まえ、「2015 年度夏季の電力需給対策について」がとりまとめられたところです（別添 1 参照。）。

「2015 年度夏季の電力需給対策について」では、9 電力管内（北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び九州電力）において、平成 27 年 7 月 1 日（水）から平成 27 年 9 月 30 日（水）までの平日（ただし、8 月 13 日（木）及び 14 日（金）を除く。）の 9:00 から 20:00 までの時間帯に数値目標を伴わない節電を要請するとともに、政府は、需要家の節電を促進するため、事業者及び家庭向けに具体的な節電メニューを提示したところです（事業者向けの節電メニュー：別添 2 参照）。

これを踏まえて、本年 7 月から 9 月までの間、節電に向けた取組がなされるものと見込まれるため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 45 年政令第 304 号。以下「令」という。）に基づく特定建築物の維持管理について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、御留意の上、関係者に対する適切な御指導とともに、法の円滑な施行につき御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 特定建築物における室内温度について

(1) 令第2条第1号を踏まえ、空気調和設備を設けている特定建築物において室内の空気を冷房する場合には、特定建築物の利用者及び使用者の健康確保のために必要な措置を講じた上で、室内の温度を28度を上限とするよう努めること。

(2) (1)にかかわらず、電力抑制のため、特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有する者の自主的な取組として室温を28度よりも若干引き上げることも考えられることから、その場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮を徹底し、作業強度の適切な管理など必要な措置を講じること。

なお、厚生労働省や環境省における熱中症予防対策を御参考にされたい。

- ・厚生労働省ホームページ「職場における労働衛生対策」

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei02.html)

- ・環境省ホームページ「環境省熱中症予防情報サイト」

(<http://www.wbgt.env.go.jp>)

2 特定建築物における換気について

特定建築物の換気については、過度な換気による過大な電力消費及び冷房効率低下の抑制を促すため、居室の二酸化炭素の濃度を、令第2条第1号に示す二酸化炭素の含有率(1000ppm)に適合するように空気調和設備又は機械換気設備を調整すること。